第

1804

묶



1994年1月6日創刊·每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 5月 16日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

⁴ 商品先物取引の運用益は申告分離に

:商品先物取引の運用益の取扱いが改正 されたと聞きましたが、どのような取扱いに なったのでしょうか。

A:雑所得による総合課税から、申告分離 課税により所得税20%、住民税6%が課税 されることになりました。

【解説】

商品先物取引は、貴金属や農産物などの商 品を売買する当事者が、将来の一定の時期に 商品を受け渡しすることを約束し、その価格 を現時点で決め、商品と代金の交換を基本と しながら、期間内に反対売買(買った場合は 転売、売った場合は買戻) することによって 生じる差金の授受によって決済することがで きる取引です。

平成13年度の改正により、商品先物取引 による利益は、所得税の雑所得扱いから、申 告分離課税により所得税20%、住民税6% が課税されることになりました。

この取扱いは、平成13年4月1日から平 成15年3月31日までの間に行った商品先 物取引による所得について適用されることに なります。

なお、商品先物取引による所得の金額の計 算上生じた損失の金額については、商品先物 取引による所得以外の所得との通算及び翌年 以降への繰越しは認められません。







